

労務セミナー

働き方改革を振り返り これからどんな対応が必要か

日時

令和8年 **11月11日**(水) **13:30~15:00**

会場

盛岡商工会議所 都南支所

講師

岩手働き方改革支援センター 専門家
社会保険労務士 小菅 久義 氏

【講師プロフィール】

労働行政40年、県内ハローワークの所長歴任、定年後、(公財)介護労働安定センター岩手支部長、全国労働保険事務組合連合会岩手支部事務局長、岩手働き方改革推進支援センター長などを歴任。
「公正・公平をモットー」として各種支援に取り組んでいる。

参加
無料



主な内容

1

就業規則を作って、
会社を守り、トラブル防止で
従業員の定着を図りましょう

従業員10人未満の事業場は、法律上の就業規則の作成・届出義務はありません。しかし、義務がなくても、就業規則を作って安心の雇用管理が出来る事業場も沢山あります。就業規則の作成に取り組んでみませんか。



2

カスタマーハラスメントの
対策が義務化されます
(令和8年10月1日施行)

顧客等の過剰な要求から従業員を守るため、事業主の皆様が取り組むことは？



3

働き方改革関連法
取組はどこまで？

「長時間労働の是正」
「休暇取得の徹底」
「不公平な待遇差の是正」
が三つの柱とされていますが、少し振り返ってみませんか。

休暇取得の徹底

不公平な待遇差の是正

長時間労働の是正



お申し込みは、裏面の申込書をFAXにてお送りください

申込期限
11月6日(金)

主催 盛岡商工会議所 都南地域運営協議会 TEL:019-638-3399

共催 都南労務改善協議会(盛岡商工会議所都南支所内)



申込期限 11月6日(金)

盛岡商工会議所 都南支所 FAX 019-637-4608

事業所名		電話	
所在地		FAX	
参加者 役職・氏名			

※複数名でのご参加も可能です

会員の皆様の「雇用に関するお悩み」について、お書きください。
セミナー当日に回答(解説)いたします。
※個別での回答にも対応いたします。希望についてご記入ください。

個別での回答

希望する ・ 希望しない ・ どちらでもよい

※当てはまる項目にチェック✓を入れてください(複数選択可能です)

- ☐ 最低賃金への対応は？
- ☐ 従業員の離職防止の方法は？
- ☐ 人材不足を解消したい
- ☐ 生産性向上で賃金アップを図りたい
- ☐ ハラスメントって何？ 対応方法は？
- ☐ 休暇の与え方を教えてほしい
- ☐ 就業規則を作成したい、見直したい
- ☐ 従業員の離職防止の方法は？
- ☐ 同一労働・同一賃金への現在の対応は？
- ☐ その他()

質問欄